

「我が国の食と農林漁業の再生のための 基本方針・行動計画」に関する取組方針

平成23年12月24日
農 林 水 産 省

I. はじめに

これまで、戸別所得補償制度の導入、食の安全・安心の確保、農山漁村の6次産業化を三本柱として「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等に基づき、諸施策を推進しているところである。こうした中、所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面し、食と農林漁業の再生は待ったなしの課題となっている。

このような中、食と農林漁業の再生を早急に図るため、政府全体として「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）をまとめたところである。

本取組方針は、この基本方針・行動計画を地域で実際に進めるために、4次補正、24年度当初予算の決定を契機に、農林水産省としての具体的な取組の考え方をまとめたものである。

今後、農林水産省は、本取組方針をもとに、地域との意見交換等を行いつつ、施策を着実に実施し、食料自給率の向上（供給熱量ベース：50%、生産額ベース：70%）をはじめとする食料・農業・農村基本計画等に定める目標の達成を目指していくものとする。

II. 戦略ごとの取組方針

【戦略1】持続可能な力強い農業の実現

項目	取組方針
1. 地域農業マスタープランの策定	① 人と農地の問題を解決するための基本的なプランである「地域農業マスタープラン」を、徹底した話し合いを通じて、今後2年間程度で人と農地の問題を抱えるすべての市町村、集落で策定することを目指す。 ② 上記の取組が円滑に進むよう、初年度に各都道府県において重点市町村・重点集落を設定して強力的に推進する。 ③ 平成24年度以降、地域農業マスタープランに記載された地域の中心

	<p>となる経営体（以下、「中心経営体」という）の育成、農地の集積、新規就農等の実現に資するため、施策・事業を集中展開する。</p> <p><集中展開する施策・事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金）、新規就農総合支援事業のうち青年就農給付金（経営開始型）、スーパーL資金の金利負担軽減〔それぞれマスタープラン作成が前提〕 ● ほ場の大区画化のための基盤整備や水利施設の長寿命化 ● 高付加価値化のための施設整備
<p>2. 農地集積の推進</p>	<p>① 戸別所得補償制度により、農地の受け手となり得る多様な経営体（個人・法人を含めた販売農家と集落営農）について、幅広く経営安定を図った上で、以下の施策により農地集積を加速化する。</p> <p>これにより、土地利用型農業について、基本方針で示された規模の経営体が5年後に耕地面積の大宗（8割程度）を占める構造を目指す〔現状：3割〕。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実際に受け手となる経営体に対する規模拡大加算 ● 地域農業マスタープランに位置付けられた中心経営体への農地集積に協力する者に対する協力金の交付 ● 農地法に基づく遊休農地解消措置の徹底活用 ● 相続税・贈与税の納税猶予の適用農地について、貸し付けた場合にも猶予を継続 <p>② 生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化については、中心経営体への農地集積を加速化するための整備に重点化して推進する。</p> <p>特に、既に区画が整備されている水田の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水の整備については、農業者の自力施工等も活用して促進する。また、耕作放棄地の再生利用を加速し経営規模の拡大にも資する。</p>
<p>3. 新規就農の増大</p>	<p>① 平成24年度以降、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、以下の施策・事業を集中展開する。これにより、毎年2万人の青年就農者の定着を目指す〔現状：毎年1万人〕。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就農準備のため研修を受けている者に対する給付金の給付 ● 経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金の給付 ● 雇用就農を促進するために農業法人が実施する実践研修への支援 <p>② 平成24年度以降、地域のリーダー人材の層を厚くするため、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者育成教育機関等に対する支援を開始する。</p> <p>③ 畜産については、離農した生産者の農場や施設等を補修・改修し、新規参入者に一定期間貸し付けた後、譲渡する取組により、新規就農を推進する。</p>

<p>4. 女性の能力の積極的な活用</p>	<p>① 地域農業の活性化や6次産業化への女性の能力の活用を図るため、農林水産施策における女性優先枠の設定、地域農業マスタープランづくりに際して女性の参画を要件化する等の措置を講じる。</p> <p>② 女性経営者相互のネットワークの形成や企業経営者等との交流機会の設定、情報交換等を推進する。</p>
<p>5. 農業経営者を客観的に評価する指標</p>	<p>平成23年度は農業者が自ら経営改善に活用するため、幅広く利用できる比較的簡易な指標から策定に着手し、平成24年度は農業法人等の経営内容にも対応した指標を策定する。</p>
<p>6. 農協系統組織</p>	<p>農協系統組織の以下の取組状況を定期的に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な力強い農業の実現に向けた取組と実現後の姿を踏まえた事業体制の構築 ● 食品産業、量販店、商社などとの協力・連携による農産物の販売力の抜本的強化とそれを前提とした買取販売の拡大など農業者の経営発展に資する事業展開の強化 ● 資材メーカーなどとの協力・連携による国内に供給する資材価格の引下げ
<p>7. 農業委員会系統組織</p>	<p>遊休農地解消措置等を含めた平成21年の改正農地法の運用の徹底を指導するとともに、その状況を見極めた上で、農業委員会系統組織のあり方について検討する。</p>
<p>8. 生産コスト低減に資する技術開発・流通合理化</p>	<p>① 食料自給率目標の達成に資するため、米粉用米や飼料用米、小麦等の多収品種や麦作との二毛作を拡大するための晩植栽培向き水稻品種、大豆の安定多収生産が可能な「大豆300A技術」等の普及を図る。</p> <p>② 稲、麦、大豆などの土地利用型作物において、地下水位制御システムや耕うん同時畝立て栽培法等の技術を組み合わせ、全国において、地域ごとの条件に応じた生産性の高い水田輪作体系の確立や低コストな省力・多収生産技術等を確立し、平成27年度までに作付体系の生産コストを平成20年比で5割程度削減する。</p> <p>③ 肥料のコスト低減に向け、肥料の生産・流通の構造改善を促す観点から、肥料銘柄数の削減等の効率的な生産・流通モデルの策定について、平成24年度中に調査・検討を行い、その結果を踏まえて、関係省庁・団体等と連携してその普及を推進する。また、土壌診断に基づく単肥施用等や地域の減肥基準の策定等、すみやかに現場の営農に取り入れる。</p>

【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化

項目	取組方針
1. 農林漁業の6次産業化	<p>以下の施策・事業を集中展開することにより、農林漁業・農山漁村の6次産業化を促進する。これにより、6次産業の市場規模を5年後に3兆円、10年後に10兆円に拡大させる。</p> <p>① 6次産業化の支援は、「六次産業化法」に基づく事業計画の認定を受けた事業者に対するものを基本とする。</p> <p>② 農林漁業者等による農林水産物の加工・販売、農山漁村の環境・資源を活かした観光・商品化等に取り組む6次産業化事業者への成長資本の提供やハンズオン支援（経営支援）を一体的に実施する「農林漁業成長産業化ファンド」を創設するため、次期通常国会への法律案の提出に向けて検討を進める。</p> <p>③ 上記のファンドによる支援のほか、地域密着型の6次産業化についての支援を推進する。また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改革を促進するため、6次産業化の先達・民間の専門家（ボランタリー・プランナー、6次産業化プランナー等）を活用する。</p>
2. 国産農林水産物・食品の輸出戦略の立直し	<p>輸出額1兆円水準〔現状：4,920億円〕を平成32年までに実現するため、「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて」（平成23年11月25日農林水産物・食品輸出戦略検討会取りまとめ）に基づき、</p> <p>ア. 原発事故の影響への対応 イ. 国家戦略的なマーケティング ウ. ビジネスとしての輸出を支える仕組みづくり エ. 確かな安全性・品質の確保と貿易実務上のリスク等への適確な対応 オ. 海外での日本の食文化の発信</p> <p>の5つの戦略に沿って、農林水産物・食品の輸出の拡大に向けた各種取組を実施する。特に、原発事故の影響への対応やマーケティング体制の構築等については、迅速に取り組んでいく。</p>
3. 日本農業の持ち味の再構築 (品質等を客観的に評価できる取組の拡大)	<p>「美味しい」「安全」「環境にやさしい」といった持ち味を生かす環境保全型農業、農業生産工程管理（GAP）、HACCPなどの取組を拡大し、日本農業の持ち味の再構築を図る。</p> <p>① 平成26年度までに、エコファーマー累積新規認定数を34万件とすること、有機JAS認定農産物の生産量を平成19年度比50%増とすることを目標に、エコファーマーの育成、有機農業の取組、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を促進する。</p> <p>② 食品の安全性を向上させるため、「サーベイランス・モニタリング中期計画」（有害化学物質（平成23～27）及び有害微生物（平成24～28。策定中。）の5年計画）に基づき、食品に由来する健康リスク</p>

	<p>を把握するための汚染実態を調査する。必要に応じ低減指針を策定するとともに、農業生産工程管理（GAP）等に位置付ける。</p> <p>③ 付加価値の高い農業経営の確立等を視野に、地域特産作物等に使用できる農薬の登録拡大等を推進する。</p> <p>④ 国産農産物の信頼の確保、選好度の向上に資するよう、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成22年4月策定）に則した取組について産地への導入を推進するとともに、平成27年度までに農業生産工程管理の導入産地を3,000（現在の主要産地数約4,400）に拡大する。</p> <p>⑤ 平成24年度において、輸出志向の高い等の意欲的な事業者等に対し、品質管理体制強化のための情報提供及び人材育成の取組を推進することにより、HACCP手法の導入が遅れている中小規模層の食品製造事業者（年間販売金額1億～50億円）の導入率50%を目指す。</p> <p>⑥ 平成23年7月から全面施行された米穀等におけるトレーサビリティ制度の実施状況を踏まえつつ、米穀等以外の飲食料品についてのトレーサビリティ制度について検討する。また、消費者庁と連携し、加工食品における原料原産地表示の義務付けを着実に拡大する。</p>
<p>4. 革新的な技術の開発・実用化と普及</p>	<p>① 農林水産物の高品質・高付加価値化、生産コストの大幅な低減などに関する研究開発を行うだけでなく、技術導入・普及するまでの一貫した取組に重点をおいて進める。具体的には、</p> <p>ア. 園芸施設の精密環境制御技術、野菜中の機能性成分の濃度安定化技術など、これまで開発された数々の先端技術を現場の大規模経営体に導入実証し、平成25年度までに実際の経営レベルでの適用技術として最適化する。さらに、これら技術を組合せ、最適化し、実際の大規模経営体において、生産から加工・流通まで含む経営全体でみて収益性が確保できるか検証の上、最適な技術導入・経営手法をマニュアル化し、全国へ普及する。</p> <p>イ. 研究資金の確保等、革新的な技術の開発・実用化・普及までの一連の成果の発現に向け安定的に研究を推進できる仕組みについて、平成24年夏頃を目途に方向性を示す。</p> <p>ウ. 緑と水の環境技術革命プロジェクトを着実に推進し、農林水産業・農山漁村に関連する豊富な資源と他産業の持つ革新的技術の融合を図る取組を進める。</p> <p>② 平成23年8月の普及事業のあり方検討会の取りまとめに基づき、平成24年度から各都道府県に農業革新支援専門員を配置し、高度相談・支援部門を設置するとともに、関係機関との連携強化、新技術・新品種の導入・実証等により、技術指導・支援の体制を強化する。また、これらの改革の具体化を進めつつ、更なる制度の見直しを検討する。</p>

<p>5. 消費者との絆の強化</p>	<p>① 多様な都市と農村との交流を促進するため、グリーンツーリズムなど集落ぐるみの取組を進めるとともに、都市農業がもつ多様な役割の発揮に必要な市民農園の整備等を進める。</p> <p>② 東日本大震災を契機とする国民各層の社会貢献の機運の高まりを踏まえ、ボランティア活動等による協働活動に携わる人を増やすため、都市住民、企業、NPO等国民各層による農山漁村を応援するボランティア活動を促進するためのマッチング等を進める。</p> <p>③ 深刻化する鳥獣被害の軽減を図るとともに、捕獲鳥獣の食肉等の利用を進めるため、鳥獣被害防止施設に加え、捕獲鳥獣の処理加工施設の整備といった地域の総合的な取組を進める。</p> <p>④ 社会福祉事業と農林漁業の相互連携を進めるため、厚生労働省と連携し、福祉施設での農作業指導に高齢農業者が携わる等の取組モデルを平成23年度に作成する。</p> <p>また、農林漁業と医療、介護、福祉との連携を図るため、民間企業や厚生労働省と連携し、医食農連携の事業化促進に向けたグランドデザインを平成23年度に取りまとめる。</p> <p>⑤ 消費者の食品安全に対する関心の高まりを受け、ホームページの充実やセミナーの開催等を通じ、食品安全に関する科学的でわかりやすい情報を提供し、消費者の食への理解を促進する。</p> <p>⑥ 中山間地域の活性化に資するため、都市と農村の交流の取組とも連携しつつ、中山間地域等直接支払、農山漁村活性化プロジェクト支援、中山間地域総合整備事業等を適切に推進する。</p> <p>⑦ ジャパンブランドの再構築に資するため、関係府省、関係事業者が連携し、平成23年度末までに日本の食文化等を発信する取組を開催・運営するための実行委員会を設立し、東日本大震災からの復興をテーマとしたイベントを開催する。平成24年度に国際シンポジウム等の開催を行うなど、本格的な実施を目指す。</p> <p>⑧ 企業や消費者が農林漁業・農山漁村を支援する取組を後押しするため、平成25年度までに、生産活動や資源管理活動の生物多様性保全面等における貢献度の評価手法とそれを活用した民間による資金面等の支援を促す仕組みを取りまとめる。</p>
<p>6. 農林水産物や日本の食文化の発信力の強化</p>	<p>① 地理的表示の保護制度については、国際的な動向を踏まえ、適切な時期に制度を創設できるよう、平成23年度中に有識者等による研究会を立ち上げる。</p> <p>② 関係団体、関係省庁の連携の下、平成23年11月に「日本食文化の世界無形遺産登録に向けた検討会」において取りまとめられた報告書に基づき、文化審議会文化財分科会等での審議を経て、平成24年3月のユネスコへの申請を目指す。</p>

7. 流通効率化	東日本大震災を契機として浮き彫りとなった課題等を踏まえつつ、食品産業の共通の目標や持続的発展に向けた取組等を示す方向で「食品産業の将来ビジョン」を平成23年度中に策定し、食品産業全体の将来展望や課題について官民で共有するとともに、これに基づき、流通効率化等各種施策を推進する。
----------	--

【戦略3】 エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する

項目	取組方針
1. 地域主導の再生可能エネルギー供給の促進のための制度	再生可能エネルギー比率（総発電量に占める再生可能エネルギー（太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力）の割合）を今後3年間で3倍に増加できるよう、農山漁村において再生可能エネルギーの導入を促進する。そのため、食料供給と国土保全とを両立させる土地等の利用調整に関する適切な方針に基づき再生可能エネルギー発電施設を導入する場合の農地法、森林法の特例、耕作放棄地の集約化や農地の換地に関する特例措置等を講ずるための制度について、次期通常国会への法律案の提出に向けて検討を進める。
2. 自立・分散型エネルギーシステムの形成に向けた取組	<p>① 農山漁村における再生可能エネルギーの導入可能性調査、農林漁業者等が参画した活用モデルの構築、地域における国産バイオ燃料の生産拠点の確立への取組を促進する。</p> <p>② 農業水利施設を活用した小水力等発電施設の整備を促進するため、施設導入に必要な各種協議調整等のソフト面、技術開発、施設整備等のハード面の双方からの取組を進める。</p> <p>③ 「バイオマス活用推進基本計画」に基づき、微細藻類等農山漁村に存在するバイオマスを活用し、地域の特性を活かしたバイオ燃料の低コスト生産に向けた研究開発を推進する。</p>

【戦略4】 森林・林業再生

項目	取組方針
1. 森林・林業基本計画の推進	改正森林法（平成24年4月施行）に基づく新しい森林経営計画制度の普及定着を推進するとともに、搬出間伐や路網整備、集約化を支援する森林管理・環境保全直接支払制度の推進や以下の取組を活用して、多様な森林整備の推進と持続可能な森林経営の確立を図り、木材自給率50%目標の達成を目指す。

	<p>① 森林施業のコスト等を明示する提案型施業の普及・定着、施業集約化に必要な合意形成を図る取組等を推進する。 また、地域の森林・林業を牽引するフォレスター、森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナー、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者を戦略的・体系的に育成する。</p> <p>② 林道（林業専用道を含む）、森林作業道が、それぞれの役割に応じて適切に組み合わせられた路網の整備を加速化する。</p> <p>③ 中間土場や集出荷施設の整備、工場の大規模化、技術開発等により低コストで安定的な加工・流通体制の整備を推進する。</p> <p>④ 公共建築物等木材利用促進法に基づく国の機関の計画や地方自治体の方針の策定に向け積極的な働きかけや木造・木質化等を進めるとともに、再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入を踏まえた木質バイオマスの利用等を推進する。</p> <p>⑤ 地球温暖化防止対策として、京都議定書の第1約束期間終了後も、先進国の一員として森林吸収源対策に積極的かつ継続して取り組む。</p>
<p>2. 復興に必要な木材の安定供給</p>	<p>木材の復興需要に対応するため、被害を受けた沿岸部の木材加工施設等を迅速に復旧するとともに、全国規模で木材の安定供給体制を構築する。このため、「森林整備加速化・林業再生基金」により、搬出間伐の実施、路網や木材加工流通施設の整備等、川上から川下に至る総合的な取組を推進する。</p> <p>こうした取組を通じて、国土交通省等と連携して、木造の復興住宅等の建設促進を図る。</p>
<p>3. 就業機会の創出等</p>	<p>① 森林資源を活用した新たな産業創出等、林業・山村の6次産業化を推進する。特に、里山林の再生に向け、木質バイオマスのエネルギー利用を含め、里山林に賦存する資源を活用するために地域住民が主体となった活動に関する里山林再生地域指針を策定することにより、全国での取組を拡大する。</p> <p>② 森林環境教育等を通じ都市と山村の協働を推進する。</p> <p>③ きのこと等特用林産物について、半加工品等新たな用途開発を推進するなど、その生産・販売を拡大する。</p>

【戦略5】水産業再生

項目	取組方針
<p>1. 水産基本計画の見直しと推進</p>	<p>東日本大震災による甚大な被害の発生、資源状況の低迷等、水産業をとりまく情勢が変化していることを踏まえ、平成23年度中に水産基本計画の見直しを行い、今後、新たな水産基本計画に基づく施策を的確に推進していくことにより、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図る。</p>

2. 生産対策関係	収益性重視の生産体制への転換を促進するため、高性能漁船の導入や養殖生産の共同化等の新たな取組による収益性改善の実証事業を推進することにより、将来にわたり水産物の安定供給を担う経営体を育成する。
3. 担い手、資源管理・経営安定対策関係	<p>① 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、新規就業希望者が円滑に漁業に就業ができるよう、漁業現場での長期実地研修等を推進する。</p> <p>② 適切な資源管理と漁業経営の安定を図り、国民への水産物の安定供給を確保するため、資源管理に取り組む漁業者に対する共済・積立ぷらすを活用した収入安定対策と燃油高騰等に対するコスト対策を実施する。</p>
4. 漁協系統関係	漁協系統がその役割を的確に果たせるよう組織基盤を強化するため、欠損金解消に取り組む経営不振漁協の借入れに係る負担軽減を行うとともに、経営改善計画の策定・実行や監査体制の強化等の、漁協系統が取り組む組織改革を促進する。
5. 流通・加工対策、漁港の機能強化関係	<p>① 安全な水産物の供給と水産物の輸出拡大を図るため、HACCPに基づく品質・衛生管理のガイドラインの作成や講習会の開催を通じ、水産加工場等の品質・衛生管理の取組を推進する。</p> <p>② 漁業経営の安定と国民への水産物の安定供給を図るため、水揚げ集中時に漁業者団体が水産物を買取り、漁期外に放出して供給の平準化を図る取組を促進する。</p> <p>③ 漁業者が定住できる漁村の形成や漁業者の所得の向上等を図るため、漁村において、漁業者団体、市町村、関係者から構成される協議会が策定する「産地水産業強化計画」に基づき、漁業・漁村の6次産業化等に資する取組等を推進し、産地の水産業の強化を図る。</p> <p>④ 東日本大震災等への対応を踏まえた次期漁港漁場整備長期計画を策定し、それに基づき、流通拠点漁港において、安全・安心な水産物の安定供給と施設の老朽化対策を図るため、高度衛生管理荷捌き所・岸壁等を整備し、流通・加工機能の強化等を推進する。</p>

【戦略6】震災に強い農林水産インフラを構築する

項目	取組方針
1. 地震、津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し	① 被災地域の復旧復興については、政府の「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年8月）や「公共インフラの事業計画及び工程表」（平成23年8月、11月改定）、農林水産省の「農業・農村の復興マスタープラン」（平成23年8月、11月改定）や「水産復興マスタープラン」（平成23年6月）等に基づき、万全の対応を行う。

	<p>② 東日本大震災等の教訓を踏まえ、農地、農業用施設の被害だけでなく、地域住民の生命、財産等の被害防止の観点も踏まえた耐震強化のための点検・調査や整備を推進する。また、国が造成した基幹的水利施設の突発事故による家屋浸水等の二次被害の防止や、被害軽減のための安全措置等の対策を平成24年度から本格的に実施する。</p> <p>③ 「東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会」（平成24年1月最終報告予定）の結果や、地域の合意形成及び地形条件等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災林の整備等を推進する。</p> <p>④ 東日本大震災等への対応を踏まえた次期漁港漁場整備長期計画を平成23年度までに策定し、それに基づき、大規模地震、津波のおそれの高い地域の漁港において、岸壁の耐震化や防波堤の強化、避難路の整備等を推進する。</p> <p>⑤ 次期土地改良長期計画について、「食を支える水と土の再生・創造」を基本理念に、 ア. 地域全体としての食料生産の体質強化 イ. 震災復興、防災・減災力の強化と多面的機能の発揮 ウ. 農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生を政策課題として、平成23年11月に中間とりまとめを行ったところであり、平成23年度末を目途に閣議決定を行う。</p> <p>⑥ 農地・農業用水等の資源や施設の保全管理については、共同活動の実施による住民間のつながりが地域主体の速やかな復旧を可能としたことを踏まえ、地域コミュニティを活用した水路等の保全管理、水質・土壌等の保全や施設の長寿命化等の高度な取組を進めることとともに、NPO等の活用も含め、広域的な保全管理の実施体制を整備する。</p>
<p>2. 災害を想定した食品のサプライチェーン対策や飼料の安定供給対策</p>	<p>① 地震等の災害発生時にも食料供給に不安を生じないよう、食品産業事業者の事業継続計画（BCP）策定を継続して推進し、平成24年度中に事業者間の協定を結ぶための指針を作成し、連携の強化を図る。</p> <p>② 緊急時においても円滑な食料供給を可能とする物流拠点を構築するため、被災地以外の食品関連業者、物流業者、地方自治体等の関係者もメンバーに含む協議会を設置し、東北地方をモデルケースとして、原材料調達、食料の輸送・在庫のあり方等について検討を行い、その成果を全国に普及させる。 また、食品製造業者、加工食品卸売業者等の共同・連携による被災地の物流拠点の構築を推進する。</p> <p>③ 畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、生産者団体に対し、飼料の保管数量の拡充、広域的相互融通体制の構築等について検討を要請するとともに、飼料メーカーとの間で災害時の飼料安定供給体制の整備のための課題について協議を進める。 また、官民の役割分担を踏まえつつ、官民トータルで飼料の適正な備蓄水準を確保する。</p>

3. 食料安全保障マニュアルの見直し	震災・原発事故の教訓を将来に生かす観点から、これらを含む食料の安定供給に関する様々な不安要因（リスク）についての検証結果を年度内に取りまとめ、この結果に基づき平成24年夏頃を目途に食料安全保障マニュアルを見直す。
--------------------	--

【戦略7】原子力災害対策に正面から取り組む

項目	取組方針
1. 農地土壌モニタリング	<p>① 平成23年度内に、福島県をはじめ15都県を対象に計3,000点以上の地点について計測した放射性物質の詳細な濃度分布図を作成し、除染や営農再開に資する。平成24年度以降も、農地土壌中の放射性物質濃度の経時的変化を調査する。</p> <p>② 森林を構成する植生や土壌等の放射性物質の濃度を調査・解析し、森林における放射性物質の挙動を明らかにし、必要な知見を収集する。</p>
2. 除染	<p>① 政府一体となって推進する中、特に農地についてはこれまで開発した除染技術の施工レベルでの実証を行う。</p> <p>② 農地除染を進めていく中で発生する課題に迅速に対処するために必要な技術開発や、放射性物質に汚染された農地土壌の減容・処分等の残された課題を解決するための技術開発を平成26年度まで実施する。</p> <p>③ 国自ら森林における放射性物質の低減や拡散防止等の技術検証・開発等に取り組み、技術情報を提供する。</p>
3. 消費者への情報提供	<p>① 農林水産物等の安全を確保するため、都道府県の検査計画の策定や検査体制の整備を推進するとともに、都道府県からの依頼に応じた農林水産物・農地土壌等の検査を実施する。</p> <p>② 農林水産物の放射性物質検査の結果等については、農林水産省のホームページ等、各種媒体を通じて、消費者等に適切な情報提供を行い、農林水産物に対する不安感の払拭と風評被害の防止に努力する。</p>
4. 生産者への情報提供・技術指導	<p>① 農作業の実施上の注意すべき事項、家畜の飼養管理、飼料生産・利用等に係る技術指導、関連事業や金融支援等の情報提供について、農林水産省ホームページや通知等を通じて、農業現場や関係自治体、団体への周知に努める。</p> <p>② 農家が安心して営農ができるよう、放射性物質吸収抑制に向けた指針等を、研究開発の成果も踏まえて作成し、情報提供、指導を実施する。また、平成23年度においては反転耕等の放射性物質吸収抑制技術の実証を実施するとともに、平成24年度においても吸収抑制対策事業を実施する。</p>

	<p>③ 国産粗飼料については、安全な畜産物の生産に資するため、牧草や稲わら等のモニタリング調査を詳細に実施すること、適切な飼養管理を徹底すること、牧草地の除染を進めること等の安全確保対策を実施する。</p> <p>④ 農業生産資材について、検査法の策定や検査への支援を開始する。</p> <p>⑤ 木材製品や特用林産物について、影響調査を継続実施する。また、きのこ原木等の安定供給プランの作成や放射性物質の影響を低減する栽培技術の検証を行う。</p> <p>⑥ 被災した農業者の受入れ可能な農山漁村地域における農地等の情報を提供し、受入れ可能な地域とのマッチングを推進する。その際、耕作放棄地の解消のための対策やハローワークを通じた雇用対策等との連携を図る。</p>
<p>5. 原子力損害賠償関係</p>	<p>原発事故で被害を受けた農林漁業者等への賠償については、東京電力による迅速かつ適切な賠償の実現に向けて、今後とも関係県や団体、東京電力等との連絡を密にし、必要な情報提供や働きかけを実施する。</p>

Ⅲ. 施策推進上特に留意すべき事項

1. 地域対策等の推進に当たっては実効性を第一に考えることとし、推進主体についても、既存の考え方にとらわれず進めていく。例えば、地域コミュニティの活性化を推進するNPO団体や農業支援に協力する企業等の民間団体の活用も含め、最も効果的な施策推進の体制を検討していくこととする。
2. 各施策を推進する際には、従来以上に具体的な農産物の需要先を強く意識した仕組・体制を事業ごとに検討することとなる。